

# 生きいき憲法

(題字：日野原重明)



東京の九条の会をつなぐ

## 九条の会 東京連絡会

### Contents

安倍政権の「壊憲」に対抗するわれわれの課題	(講師：伊藤 真氏) …… 1
憲法九条を守る首長の会、これまでとこれから	(講師：鹿野文永氏) …… 7
地域との一体感をもてた「南スーダン派遣反対」のデモ	ねりま北町九条の会 …… 10
「憲法九条を私たちの手で守ろう！」	
ピースアクション in 足立」の取り組み	千住九条の会 …… 11

九条の会東京連絡会 学習会 (11月28日)

## 安倍政権の「壊憲」に対抗するわれわれの課題

伊藤塾塾長 日弁連憲法問題対策本部副部長 弁護士 伊藤 真氏



九条の会の世話人をこのたび務めさせていただくことになりました。ただ、こうして声をかけていただければ、どこへでも飛んでいって、憲法の話をしていただいております。

今日は、安倍政権の「壊憲」に対抗する我々の課題というテーマをいただきました。壊憲の対象となる日本国憲法の特徴と本質についてお話しした後に、それと対比しながら、自民党の改憲草案の問題点を整理していききたいと思います。

安保法制、私は戦争法だと思っておりますが、違憲訴訟を行っています。東京だけでも1322人、全国ではおよそ4600人が現時点で原告となっています。これからさらに全国で増えていく予定です。

### ■ 憲法を学ぶ意義とは？

さて、戦争法になぜ反対するのでしょうか。乱闘の中で、「議場騒然、聴取不能」と議事録にも残せないような状況で採決が強行されたから反対だという声があります。私もそう思います。ですが、

選挙で勝った政党が多数決で決めている、その何がいけないのか、と言われてしまいます。「民主主義」って何なのでしょう。

この法律は憲法違反だから反対だ。私もそう思います。日本中のすべての弁護士会が憲法違反だから廃止しろと言います。9割以上の憲法学者が憲法違反と反対しています。ですが、憲法守って国が減んでしまつては話にならない、尖閣諸島をとられてしまつて、北朝鮮からミサイルが飛んでくるぞ、そんな時に憲法なんて紙きれ守って責任とれるのかと言われちゃいます。「立憲主義」って何なのでしょう。

この法律は日本を戦争できる国に変えてしまふ、だから反対だ。私もそう思います。ですが、この法律は日本の平和と安全を守るための法律ですよ、「戦争法」なんて無責任なレッテル貼りをする人たちがいる、と批判されます。では、「平和」って何なのでしょう。

このような批判をされたときに、どう答えたらいいのでしょうか。そんなときに、民主主義を守れ、憲法守れ、平和を守れ、と言っただけでは何も通じません。こうしたときに、「あなたはそう思うんですね、でも私はこう思います」と自分の言葉で話せる

だけの憲法の力を私たち自身がつける必要があると思います。近い将来、憲法改正の手続きが進むかもしれない、そのときに後悔しないようにしなければなりません。政治や憲法に無関心であることはできませんが、無関係な人は一人もいません。

さて、憲法改正の手続きは、憲法96条に規定されています。衆院・参院のすべての国会議員の3分の2以上の賛成で国会が改正の発議をします。それに対して、国民投票で過半数の賛成を得られれば憲法が改正されます。この国民投票の「過半数」をいまだに国民の過半数とか、有権者の過半数と勘違いされている方がいます。違います。有効投票の過半数です。しかも最低投票率の定めなどありませんから、今回の憲法改正の国民投票はあまり盛り上がりながら投票率40%にとどまりました、などということになったら、その過半数、つまり有権者の2割が賛成すれば憲法が変わってしまいます。しかもやっとチャンスが来たとはかりに、改正に熱心な人ばかりが投票に行くようだと、あつと言う間に有効投票の過半数は超えてしまいます。憲法改正の国民投票法は2007年に第一次安倍政権で成立したのですが、最低投票率の定めがないことから、国民の少数意見によって憲法が変えられてしまう可能性があります。他にも様々な問題があります。まず、投票日の直前14日間はテレビのCM放映が禁止されていますが、15日以前はテレビCMはやりたい放題です。投票直前の14日間は国民投票運動、つまり「賛成してください、反対してください」と勧誘する行動は禁止で

すが、例えば芸能人やスポーツの有名選手などが出てきて、「私は賛成です」と言うのは、勧誘ではありませんから制限がありません。どの時間帯のどの番組にCMを流せば、若者に一番有効だろうかとか、徹底的にリサーチをして、CMを流したり、有名人を使ったり、資金力のある方はお金をかけた放題です。

さらに広告の資金制限もありません。新聞広告、雑誌広告にどれだけお金をかけてもかまいません。6月にイギリスがEUから離脱するという国民投票をやりました。あのEU離脱の国民投票は、賛成派、反対派、それぞれがかけられる広告の費用の上限が決まっていました。7万ポンド、9億円くらいです。資金力で差が出ないようにきちんと配慮がなされています。しかも、イギリスもフランスもスイスも国民投票の際のテレビCMは禁止です。ところが、日本はやりたい放題です。

憲法審査会で、憲法の中身の議論をする前に、この国民投票法を適性にしなければならぬと考えています。

## ■ 戦前の憲法とどう変わったのか？

日本国憲法は何のためにつくったのかという話に移ります。

江戸幕府が終わって明治維新になり、西欧から様々なものを取り入れます。法律の仕組みや議会制民主主義、経済の仕組みも取り入れて、近代化を進めます。その際、一人ひとりの個人の自由よりも、国を強く

する、豊かにする、強い兵隊をつくるという富国強兵、国家優先で近代化を推し進めました。そのときに、伊藤博文がヨーロッパに行つて、いろいろ学んできます。なぜヨーロッパはこんなにとまどっているのか。一つには憲法で国を統治している、立憲主義がどうも重要らしい。もう一つ、ヨーロッパはキリスト教という宗教がバックボーンにあつて、これで国民がまとまっている。それらを日本でも導入しようと考えました。

日本でも宗教を利用できないかと考えます。ところが日本には国民をまとめられるような宗教がない。では、つくってしまえ、ということ、天皇とこれまであった神道を合体させて、国家神道という新たな宗教をつくり上げます。神によって永遠の統治権を与えられた天皇が統治するというわけです。こうして、民族主義的色彩の強い神権的「国体」思想を利用していきます。

他方で、立憲主義も取り入れます。アジアで初めての立憲主義を取り入れた大日本帝国憲法をつくりました。「天皇は一国家機関にすぎない」という位置づけをし、天皇を憲法で縛る、権力で国を縛るな、という立憲主義を取り入れます。ただ昭和に入つて軍部が強くなり、天皇機関説事件が起こり、天皇を一機関とすることは「神聖なる我が国体にもとる」として、立憲主義の考え方が駆逐されていきました。そんな中で戦争が拡大し、ポツダム宣言受諾、敗戦となります。戦前は「家」という制度の下で個人を徹底的に排除します。家長が一番偉く、なんでも

家長が決める。そして、国もひとつの大きな「家」であるとして「国家」という言葉をつくり出します。その国という家の家長が天皇であって、皆は何でも言うことをきくというわけです。個人を「家」の中に埋没させ、家長である天皇を頂く国家として臣民はまとまるのだ、ということを経前は強制してきました。

ポツダム宣言受諾後、大日本帝国憲法の改定が必要となり、マッカーサー草案を基に議論し修正して今の憲法が出来あがります。女性が初めて参加した民主的な選挙の下でできた議会ですが、残念ながら、沖繩の代表者はこの時点では排除されていました。

戦前の日本は、戦前のナチス・ドイツとよく似たところがありました。民族主義的色彩の強い全体主義という点です。国家を有機的な一体としての共同体としてとらえ、個人主義を徹底的に否定します。ドイツでは民族の中に個人が埋没してしまい、その状況でワイマール憲法が崩壊していきます。日本も同様に、「家」の尊重を強要し個人を否定する中で、高度国防国家となっていくます。治安維持法による思想弾圧、皇民化教育による神権的国体思想の思想統一、軍機保護法による情報統制などで、軍事が何よりも優先の国家をつくり上げていきます。そうして国家総動員法、大政翼賛会を経て戦争へと突っ込んでいくわけです。

本来、こうした全体主義的な動きに対しては、立憲主義で、つまり憲法で歯止めをかけなければなりません。ところが、戦前のドイツも日本も、立憲主

義が外見的立憲主義、見かけだけおしの立憲主義にとどまっていた。立憲主義とは、と尋ねると、「憲法で国家権力を縛ることです」と答えてくださる方が大勢います。そのとおりなのですが、ただ憲法で政治を縛るというだけでは戦前のドイツも日本も同じです。なんのために憲法で政治を縛るのか、その目的をきちんと意識しないと意味がありません。個人の尊重と人権保障のために国を縛るのです。

ところが、戦前のドイツも日本も何のための立憲主義なのかという近代の立憲主義の目的を忘れていました。個人を否定する、生まれながらの天賦の人権を否定するのが戦前のドイツと日本の共通点です。単に国を統治する道具として立憲主義が語られたただけでした。本来なら全体主義の動きが大きくなったときに立憲主義でブレーキをかけなければいけなかったのですが、立憲主義が不十分なものだった故に残念ながらうまくいきませんでした。

このような戦前の反省から、日本国憲法では、まず神権的「国体」思想を否定するために、神権天皇・軍隊・宗教の三位一体の解体をします。まず天皇の地位を象徴に制限します。日本国憲法の象徴天皇制は、「天皇が象徴である」という点に意味があるのではありません。「天皇は象徴でしかない」と天皇の地位を限定する点に意味があるのです。そして、9条で軍隊を否定し、政教分離を定めて政治が宗教を利用することを禁じました。こうして民族主義的色彩を除去し、全体主義を否定します。

次に、戦前は全体主義の暴走にブレーキをかける

はずだった立憲主義が機能しなかった反省から本物の立憲主義を取り入れることにします。個人の尊重を基礎にした真の立憲主義を採用します。そして何かあったときには裁判所が違憲審査権を行使して法の支配を貫徹する、これが戦後の私たちの憲法です。このように、戦前の神権「国体」思想を否定し、真の立憲主義を確立していこうというのが日本国憲法の考え方です。

戦前の憲法から戦後の憲法へどう変わったかの要点をあげてみます。天皇主権から国民主権へ、戦争し続けた国から戦争できない国へ、国民は臣民であり、臣民としての権利を天皇から与えられたにすぎない国から、誰もが生まれながらに人権を保障される天賦の人権の国へ、教育勅語のように国が教育に介入し利用する国から教育内容に国が介入しない国へ、靖国神社のように宗教を利用する国から政教分離の国へ、障害者・女性・子どもを差別する国から差別のない国へ、貴族・財閥・大地主がいて大きな格差があったのを是正する国へ、何かあったら自己責任と言われてしまう国から、福祉を充実させる国へ、そして徹底した中央集権から地方自治を保障する国へと変わります。

そして、何よりも「お国のために命を差し出す」とは尊いことだ」という考えを強制された国から、「二人ひとりの個人の幸せのために国は存在する」という国に変わります。それを個人の尊重、個人主義といいます。憲法のこの個人主義を利己主義と勘違いしている人がいますが、憲法の個人主義とは自分

と同じように他者をも個人として尊重するという意味で利己主義とは無縁です。戦前の国家主義、全体主義をやめて個人主義、利己主義ではなく個人主義、これを根本の価値にしました。

要するに、この国で何が一番大切かと言えば、天皇や国家ではなく一人ひとりの幸せです、という国へ大きく転換したのです。国家と個人、その目的・手段の関係を入れ替えたわけです。戦前は国家が目的、個人は手段でした。戦後は個人が目的で、国家が手段になりました。目的と手段を逆転させた。そこが戦後の憲法の大きな特徴であり、大転換なのです。これが戦後レジューム、戦後体制です。安倍首相はここから脱却したいと言っているわけです。今の憲法の体制を壊して、戦前の体制を取り戻したいというのが、まさに「壊憲」の本質だと思います。

## ■ 日本国憲法制定の目的は？

日本国憲法の前文の第一文は「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて、…この憲法を確定する」で終わりますが、主語は「日本国民」、最後の述語は「確定する」です。つまり、日本国民が確定した憲法だと宣言します。では、何のために憲法を作ったのか。2つの目的が掲げられています。「わが国全土にわたって自由（人権）をもたらし恵沢を確保し…」。日本中に自由と人権をもたらすために憲法をつくりました。2つ目の目的は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意し…」。二度と政府に戦争をさせないために憲法

をつくりました。このように2つの目的を掲げます。では、どのように実現するのか。その手段を、「主権が国民に存する」とします。つまり、私たち一人ひとりの主権者が主体的に行動することで、その2つの目的を達成します。私たちには、日々の不断の努力によって、この2つの目的を達成する責任があることが12条に明記されています。我々が主権者になったのは、この2つの目的を実現するためなのです。基本的人権の尊重、戦争放棄、国民主権（主権在民）、この3つは並列ではありません。最初の2つが目的、その目的を実現するために私たちは主権者になった。そのことをはっきりさせるために憲法を作った、というわけです。

この基本原理三つ、三本柱と言っていると思いますが、自民党の政治家は「自民党の憲法改正草案でも国民主権、人権尊重、平和主義をちゃんと採用していますから心配ありません」と言います。しかし、この三つの基本原理が立つ土台である立憲主義の本質を否定してしまつたら、もう柱の立ちようがない。基本原理を大切にしています、といくら言っているも、土台の立憲主義がないがしろにされていたのではお話にならない。まさに口先だけの基本原理です。立憲主義の理念とは、一人ひとりを個人として尊重する、そのために憲法が国家権力を制限して人権保障をはかるということです。単に、憲法が国家権力を制限するというだけでは戦前と何も変わりません。個人として尊重するために、人権保障をはかる。これが目的になっているのが近代の立憲主義です。

自民党改憲案はこの本質が否定されているのであり、とても立憲主義の本質を踏まえたものとはいえませんが。

## ■ 立憲主義とは？

私たちは法律に従います。なぜか。多数の国民の支持を得てつくられた法律で、制定手続きが正しいから。これを正統性(legitimacy)と言います。では、多数の国民の声に従っていれば中身も正しいのか。法律の中身が正しいという場合を正当性(justness)があると言います。民主的な手続きでできたからといって、中身も正しいかというと、必ずしもそうではありません。選挙で勝って政治を行ったけれど、まちがいでした、というのはいくらでもある話です。例えば、ヒトラーです。当時のドイツは600万とも700万とも言われる失業者で溢れかえっていましたが、ヒトラーは政権を執つたあと、高速道路などの公共事業を進め数年で失業者を解消します。経済を上向きにしてくれた、と国民は熱狂的に支持するわけです。ナチス党（国家社会主義ドイツ労働者党）ですから、労働者のために、会社は8時間労働を守れ、社員食堂をつくりなさいなどと言っている。ナチス党員を豪華客船に乗せてリゾートに連れて行ってあげたりしている。さらに、一般大衆には高嶺の花だった自動車のフォルクスワーゲンという国策会社をつくる。そこでユダヤ人を強制労働させながら車まで提供してくれる。1936年にはベルリンでオリンピックまで開催しました。国威発揚の

道具として、スポーツやオリンピックまで利用する。聖火リレーはヒトラーが始めたことです。民族の祭典、ドイツ民族の優秀性を世界に示すために開催されたオリンピックですが、その4年後の1940年、今度は日本民族の優秀性を世界に知らせるんだと東京オリンピックを予定していましたが、戦争が始まってしまい中止になります。経済を上向きにしてくれた気がする、オリンピックの開催まで決めてくれた。なんだかどこかで聞いたことがあるような気がしますが。ここでも若者が心酔しきってしまったという状況があります。

ヒトラーは政権を執る前に『わが闘争』という論文を獄中で書いています。「ドイツ民族の優秀性を維持するためには人種の純粋保持に努めなければならぬ」ということで、いろいろな優生政策を行い、ひどいことを数々行います。最終的には1939年8月に安楽死殺害政策を実施します。不治の患者や障害をもった人の抹殺で、21万6000人が犠牲になりました。戦争は差別と弾圧とともにやってくるのです。9月にはポーランド侵攻をきっかけに第二次大戦が始まりますが、ここで培われた大量殺人の技術がホロコーストに引き継がれていきます。とくに有名なのはアウシュビッツです。女性や子どもたちは労働の役に立たないという理由で、すぐさまガス室に送られて殺されていきます。裸にされ、指輪もはずされ、髪も切られました。そのときに切った髪がまだ大量にガラスケースに保存されています。切った髪で洋服を作っていたそうです。

人を物扱いにする。人間の尊厳という言葉がありますが、人間の道具化の否定、それを尊厳と理解しています。会社の金儲けの道具として若い社員を朝から晩までこき使って自殺に追い込む、国の少子化対策のために女性を子どもを産む道具のように扱う。何かの目的のために人間を道具のように使う、それは人間の尊厳を否定することです。その最たるものが戦争なのだと思います。

また、ヒトラーは『わが闘争』の中に書いています。「大衆の理解力は小さいが、忘却力は大きい」。1年前は国民の過半数は戦争法に対して「反対」だったと思います。ところが、1カ月前の共同通信社の世論調査では、反対は約28%に減ってしまっています。約3分の1の方はそのまま賛成だ、約3分の1の方は憲法改正してまでも認めるべきだと賛成しています。これが現実です。ヒトラーの言ったとおり、忘却力は大きいということかもしれません。また、「疑惑や不安に傾きがちだ、感情は単純であり、……大衆に確信させるために、……何千回も繰り返すことが大事だ」とヒトラーは言っています。

ヒトラーの片腕だったヘルマン・ゲーリングという空軍の元帥がいます。ゲシュタポを組織した人物で、彼はニュールンベルグ裁判で死刑判決を受けた後、獄中で、「一般人は戦争なんか望みません。しかし、政策を決めるのはその国の指導者です。それに人々を従わせるのは、どんな政治体制であろうと、常に簡単なことです。国民に向かってわれわれは攻撃されかかっているのだと煽ればいいだけ、平和主

義者に対しては国を危険にさらしていると非難すればいいだけ。この方法はどんな国でもうまくいきませよ」と語りました。「尖閣諸島を取られてしまうぞ、ミサイルが飛んでくるぞ、日本を取り巻く安全保障関係は急速に変化している」と煽ればいいだけです。赤ちゃんを抱いたお母さんのパネルを見せたりして、国民を不安がらせればいいだけ。どんな国でも、いつの時代でもうまくいくということです。

私たちはつい安心を求めたくなります。ですが、不安・安心というのは心の問題、主観の問題です。客観的な事実としての安全・危険はまったく違うものです。安心はもちろん大切です。しかし、安心を求めすぎると、そこを政治家に利用されてしまいます。国民を不安にさせて、安心を求める気持ちを利用してくる。どんな国でも、いつの時代でも。私たちは本当にこの国は危険なのか、ということ冷静に見極めることが必要だと思います。

こういうことを踏まえて、多数の声が常に正しいわけではない。多数意見に従った法律でも奪ってはいけない価値（人権や平和）があるはずということから、あらかじめ頭が冷静なときにそれを紙に書きとめておいたもの、それが憲法です。十分な審議討論を経たうえで多数決という正しい手続きで決定するときでも数の力でやってはいけないことがあるという事です。いくら民主的な手続きでもやってはいけないことがある。ところが、政治家は権力を乱用してしまいがち。そこで、いくら数の力でもやってはいけないことがある、と憲法で縛りをかける。

それが立憲主義です。

今から800年ほど前にイギリスのジョン王が好き勝手なことをやり始めた。当時の貴族は、いくら王といえども、それをやってもらっては困る、と「マグナカルタ」という憲法をつくりました。800年前の条文がいまだに今のイギリス憲法の一部として使われています。800年前だからといって、古くなったという人は誰もいません。たった70年なのに、古くなったから改悪しようというのは情けないことです。800年前もジョン王という人間が政治権力を行使していました。人間だから間違えることがある。憲法で縛らなければ。だから立憲主義が必要だったんです。今のイギリスだって、ブレア首相だろうが、キャメロン首相だろうが、メイ首相だろうが、人間が政治を行うのだから間違えるかもしれない。だから憲法で縛る立憲主義が必要なのです。これは昔も今も変わらないということです。

安倍首相は、立憲主義は中世の王様がいた時代の話ではないか、と言う。いやいや、人間が政治権力を行使する以上、立憲主義は時代を超えて、地域を越えて必要な普遍的な考え方です。今は民主主義ですから、民意を反映した政治、民主主義に基づく政治ですが、それでもやってはいけないことがある、と立憲主義で歯止めをかけていくのです。

## ■ 憲法と法律の違い

法律は国民の自由を制限したりしますが、憲法は逆に国民が国を縛るものです。憲法は法律とは役割

がまったく違うんです。法ではありませんが、憲法は国を縛るための道具です。社会保障政策、安全保障政策、すべての国の政策は憲法の縛りの中で実現をしなければならぬ。それが立憲主義です。

ですから、法律は国民の自由を制限して、国民に義務を課している、これが法律の重要な役割です。憲法は国民の人権を守るための法、権利を守るための法なんです。法律は国民に義務を課し、憲法は国民の権利、人権を守ります。ですから、憲法の中に人権規定ばかりなのは当たり前であって、憲法に義務を入れる必要などないんです。日本国憲法には3つ義務がありますが、義務らしい義務は納税の義務くらいです。

当初、納税義務はマッカーサー草案にはありませんでした。それを日本側が明治憲法にも納税の義務があつたのだから、やはり新憲法にも入れさせてほしいということ、日本が憲法に入れたものです。

世界の憲法を見渡しても、納税の義務を憲法に入れている国は少ない。ロシア、中国、韓国、日本、ヨーロッパではイタリア、スペインくらいです。アメリカもイギリスもフランスもドイツも、納税の義務は憲法にありません。憲法の中に義務は不要、それが憲法の本質だから、ということ。

ところが、自民党の改憲案では、新たに10の義務を課してしまっています。国防の義務から始めて、日の丸・君が代を尊重しろだのと、10の義務を課して、国民にああしろ、こうしろと口うるさく言う法になっています。

憲法はあくまでも国民が政治家たちに守らせるものですから、99条に公務員の憲法尊重擁護義務を入れて、ここにはあえて国民を入れませんでした。国民には憲法を守る義務はないのです。私はこれを知ったときは本当に驚きました。私たちは守る側ではなく、守らせる側にいるからということです。私たちが、この憲法のとおり国づくりをしなさいと政治家たちに守らせる命令書、それが憲法です。

ところが自民党の改憲案は10もの国民の義務を増やしましたから、国民に憲法を守れと言わざるを得ないのでしょう。国民に憲法尊重義務を課します。一応、公務員にも擁護しろと言っています。そして、ここから天皇・摂政をはずしてしまいました。天皇・摂政は憲法を守る義務なしとしたわけです。憲法を超越した存在という位置づけなのでしょう。国民に憲法を守れと言いながら、天皇・摂政を削除したというのが自民党改憲案です。国民が国を縛る憲法から、国が国民を縛るための道具に変質しているのです。これでは憲法ではなくなる。法律になり下がるということ。憲法と法律の質的な違いをまったく無視する、まさに憲法を壊すとはこういうことです。

(後半は次号へ)



## 憲法九条を守る首長の会、これまででとこれから

憲法九条を守る首長の会副会長・みやぎ憲法九条を守る会世話人・

鹿島台憲法九条を守る会会長 鹿野文永 氏



宮城県からやって参りました。私の町、鹿島台町は今は大崎市となつていますが、日本三景、松島の隣にあります。海はありません。水田単作地帯であると同時に、仙台のベッドタウンでもあります。そこで、8期30年、1975年から町長をさせていただきました。

### ■ 出発点は反骨精神と「憲法を守る」強い思い

どうして町長になったのかをお話すると、減反政策というものがありまして、全農家は一割減反しようということになった時、市町村がそれに右へ倣えをしている姿を見て、地方自治の本旨は何なんだ、と私は思いました。憲法92条を読めば、地方自治は中央の言いなりではない、農林大臣と市町村長は対等ではないか。それなのに、右向けと言われれば首まで差し出す、そんな姿はもう耐えられないというのが私の出発点でした。あの頃は京都府の蟻川知事ほか、いわゆる革新自治体首長がおられまして、私

もその一人になりたいと思っていました。その頃、中央包囲説というのがありました。自民党政権は倒せないけれど、地方でどんどん自治体の首長を革新市長がとつていけば、やがて中央政府を包囲できると。その考えは今も間違っていると思わないです。私もそのはしくれになりたいと思って立候補しましたが、その年、わずかの差で落選しました。

その後、憲法を活かす、憲法を守るという気持ちです。2001年、国会では憲法調査会が動きだし、仙台で公聴会があるので、当時の民主党のある代議士から「何でもいい、思うとおり意見を言ってくれ」ということでした。憲法についてろくすっぽ勉強したわけでもない、ただ自分たちが一生懸命守って、活かしていくんだという気持ちだけは強くありました。「二筋に憲法を守っていくしかない」ということを公聴会で発言しました。

### ■ 元首長だからこそ果たせる役割の模索

2006年まで町長を務めました。私が護憲派だ

と分かって、ある日、「会に入らないか、世話人になってくれ」と宮城九条の会の方々から求められました。2006年3月に辞める予定でしたが、現職の町長であると同時に宮城県町村会の会長でもありましたので、私一人の立場ではありません。「辞めたらぜひ交えてください」と答えました。自分の立ち位置は決まっていましたし、任期満了後、躊躇せず会に入れていただき、世話人の一人にさせていただきました。

すると、すぐまた話がありまして、「首長の会を作つたらどうだ」と。首長も一般の住民も同じ、首長だから何なんだ、という気持ちがあり、乗り気ではありませんでした。ところが、勧めてくれた方々が、行政の長を務めてきた立場の人が憲法について何を言うかは非常に影響も大きいし、人に訴えるものも違つたらうから、と熱心に言うものですから、とにかく会を作ろうと動きだしました。宮城県で「憲法九条を守る首長の会」を作ったのが、町長の任期を終えて2年経つた2008年2月でした。

会を結成しアピールを出しました。この頃は今に比べると幸せだったと思います。まさかこんな時代になるとは夢にも思いませんでした。国民投票になったら負けないように、もっとも国民投票なんてさせてたまるか、と思っていたわけです。

「時代というのは急速に進んでくる」。私はいつも思います。ドイツの大統領ワイツゼッカー氏が執筆した『荒れ野の40年』の中にある記述です。ヒトラーの政権がドイツのインテリジェンスの高い方々から

見れば、こんな野蛮で大衆迎合で、日本で言えば「劇場型」、ああいうものが長く持つわけない、必ずこの政権は倒れると見た。ところが、ご存じのとおりの結果です。命がけで反対しなければならなかったという深い反省に立っている、ということを書いておられます。ワイツゼッカー氏はヒトラーを軽蔑しましたが、私も決して尊敬できない安倍さんだと思いますが、あれよあれよという間に特定秘密保護法から始まって、昨年9月19日の暴力採決、そしていよいよ南スーダン。こんなに進むとは思ってもみませんでした。

## ■「東北6県市町村長九条の会連合」 発足への道のり

話を首長の会に戻すと、宮城にその九条の会ができただけでは何にもならない、今度はこれを全国に呼びかけよう、というのが私たちの心意気でした。

2月にアピールを出し、5月に全国の知事、市町村長にアピールを送付しました。「賛成」「反対」とはつきり回答された方、「深い関心をもっている」と回答するにとどまった方もいました。遠く石垣島の首長さんをはじめとして、各地の市町村の首長の方々から賛同のお手紙をいただき、大いに意を強くしました。

その年の8月には、秋田県で「憲法九条を守る秋田県市町村長の会」が発足しました。私たちは2月、秋田は8月、同じ年に2つの首長の会が東北で生まれました。私は宮城県町村会長の職にあったと同時に全国町村会の副会長も務めていましたし、東北6

県の市町村長の会のまとめ役のような会長もやっておりましたので、知り合いの町長に呼びかけて参加を呼びかけ、まずは東北ということを進めました。

山形の町村会の会長の小野寺さんに電話したところ、「なに、九条？俺にはあんまり関係ないね」という話でした。「だけどな、俺の町には九条の会があって、昔の町長が会長をやっている」というやりとりをして、一番最初に知り合った県外の首長の経験者が遊佐の元町長の菅原与喜夫さんでした。この方を訪ねて一生懸命話をしたのですが、「自分は賛成するけれど、他の人たちにまで呼びかける力はない」ということでした。その後、遊佐とか酒田で私の話を聞いていただく機会もありました。また、庄内をはじめとして、あちこち回って現職の町長に声をかけたのですが、「心情的には賛成する」という程度で、なかなかその先には進みませんでした。

それでも、今度は岩手に、福島に、さらに青森に行こうということで、あちこち臆せずに戻りました。岩手でも町村会長だった人で、全国町村会の副会長もなさった二戸の町長も、「現職なので今は動けないけれど、後でなら」ということで、その後、岩手の首長の会に名を連ねていただきました。昨日（30日）の青森での南スーダン派遣反対の集会の舞台裏で活躍され、非常に熱心な弁護士で金沢先生という方が「青森の場合はね、こっちは旧社会党、こっちは共産党、この両方をうまくとりもたないといけない」とおっしゃっていました。その苦労が報われて、青森にも2011年に首長の会ができています。

福島もまもなく会ができるばかりになったところに、3・11の大災害が起きましたので、2012年に福島で準備会が立ち上がり、福島で交流会、仙台で交流会、岩手、秋田、山形、青森と交流会が続いていくわけです。そういった交流会がもたれまして、いよいよ2014年、秋田の交流会において「東北6県市町村長九条の会連合」ができました。

## ■統一候補勝利につながった 九条の会の活躍

今年の参院選で、統一候補が秋田県を除いて全員当選しています。それは、九条の会の活躍がなんらかの形で影響していると思っています。

登米市で5月に九条の会が結成されてまもなくの7月、参院選が行われました。私たちの統一候補は桜井候補でした。私も応援に向かい、登米市庁舎の前にさしかかろうとした時、黒山の人だかりです。小泉進次郎氏が来るということで、50か60人でしょうか。地元の前防衛大臣を務めた小野寺さんも駆けつけている。

私はその光景を横目で見ながら、桜井さんがやってくる会場を目指しました。行ってみたら、できたばかり登米市の九条の会の女性の方々7、8人。私を差し向けた仙台からの応援は3人。こちらは数えなくても十本の指をちよっと超える程度でした。結果は、2000票の差で桜井候補が相手候補を破りました。隣の栗原というところも保守の牙城だったところですが。何人集まろうとも怖がる必要はない。私はそれ



を目的の当たりにしました。

このあいだ新潟の柏崎で1300人の原発反対の大集会が成功しました。その後、新潟県での勝利です。私の知り合いがいるものですから、電話番号簿をよこしてくれと頼み、仲間と電話をかけました。約200人くらいです。知り合いの大学教授は、俺と一緒に住んでいる女性は電話をかけるのがとても好きだから、俺の所に電話番号簿をよこせ、と言ってきました。それで、かけたらどんどんいい結果が出て、彼女はますますやる気が出て「もっと番号簿を下さい」というわけです。その後、彼女はまた50人くらいかけてくれました。今回、そういった経験

に照らして考えると、一つの会が生まれるということとは、本当に意味がある、と地方に住んでいて分かるんです。

### ■ 小さな動きの積み重ねが必ず日本を変えていく

今年の4月30日、安保法制に反対する大集会を私の住んでいる大崎市で計画しました。なんとか成功を収めまして、1100人の集会と新聞でも大きく報道されました。その後、その界限に8つしかなかった九条の会が、13まで増えました。それぞれが活発にスタンディングアピールをしたり、9の日に署名を集めたり、そういった小さな動きが重なって、やがて大きな勝利に繋がっているということを私は実感しています。

昨日の30日、自衛隊を南スーダンに派遣するなどという大集会が青森で行われ、1250人もの人々が参加したとのこと。南スーダンに派遣されるのは青森の第5普通科連隊で、宮城県からは20人が入っているようです。私は反対の運動を大いにやりたいと思っています。

明日は参院議員会館の会議室で南スーダン派遣に関する学習会があるようですが、東京はうらやましいですね、すぐ行けますから。

申し上げたいのは、今お話ししたような小さな動きが必ず日本を変えていく。また、それを続けていくことで、必ず周りも意気に燃えてくる。その力が必ず大きな力になってくると思っています。

## 九条の会第6回全国交流討論集会の記録DVD・報告集

九条の会第6回全国交流討論集会（2016年9月25日開催）を記録した報告集（B5判・56ページ）および全体会の記録DVDが「九条の会」で販売されています。

■報告集=1冊800円（税込）+送料82円=882円  
（5冊以上は送料無料、10冊以上は1割引です）

■DVD=1枚1,500円（税込）  
+送料160円=1,660円

■お申し込みは、九条の会事務局まで  
電話：03（3221）5075  
FAX：03（3221）5076



# 地域との一体感をもてた「南スーダン派遣反対」のデモ

ねりま北町九条の会 北橋出雲

10月9日は朝から強い雨と風で果たして人が集まるだろうかと心配しながら、上板富士公園の集会に向かいました。

始まる頃になると、雨が小降りに。元自衛官の井



筒高雄さんは「南スーダンへの自衛隊員派遣に大義はない。何としてもストップを!!」、アニメ監督の高畑勲さんは「自衛隊は専守防衛のためと信じてきたが、今の政府の動きは異常。戦争を知る世代として、戦争をさせないために頑張る」と、力強いアピールをしました。

デモ直前に雨は完全に止みました。1500人を超す人々が集まり、プラカードや、横断幕、九条の会の旗がたなびき、ドラムの鳴り物とともに、賑やかなデモ行進が開始。「自衛隊の命を守れ! 南スーダンに行かせない! 戦争法の廃止を!」。練馬北町の商店街への初めてのデモ行進です。

練馬北町は1丁目から8丁目まであります。そのうち北町4丁目すべては陸上自衛隊練馬駐屯地です。そのご家族達にとって、この商店街は食料品の買い物など日常生活の中心地です。商店街の店主、買い物客の親子連れ、若者達の賑やかな集団にピラを配り、たくさんの人々が快くピラを受け取ってくださいました。人々の注目をあびたことは間違いありません。

反省会でも、手を振ってくれた人々の反応が良かったという声がたくさんありました。また、大きなガ

ラス窓から、5、6人の若者達が、手を振り続けてくれ、感激したという声もありました。約1時間のデモは、北八風の子公園で解散。これからも反対運動を続けようという意志を確認し合い、解散となりました。

11月になり、南スーダンのジュバに青森の陸上自衛隊員が送られました。「駆けつけ警護」の任務を付与されて。殺し殺されるという戦争状態がいよいよ実行されます。全くの憲法違反の行為を、安倍内閣は実行に移したのです。バン格拉デシユのPKO派兵軍人が、南スーダンは完全に戦争状態だと告発していました。

遅かれ早かれ、練馬の陸上自衛隊も派遣されることになるのは間違いありません。私達にとって、北町の同じ町内会の人々が憲法違反の戦闘行為によって殺し殺されることになるのは、他人事ではありません。

北町商店街の人々を中心に広く、深く、この運動をしみこませていきたいと思っています。反省会で、短い時間の中で、これだけの人々が集まり、たくさんの人々にアピールできたことに、自信を深めたという感想がありました。

次は、準備をより早くして、ピラなども確実に人々の手に届くような計画と、アピールの方法の工夫をしながらやり続けようということで一致しました。なお、参加した九条の会は、田柄、春日町、平和台、板橋、北町そして練馬九条の会の方々でした。

# 「憲法九条を私たちの手で守ろう！」 ピースアクションin足立」の取り組み

## 千住九条の会

私たち千住九条の会は、今年4月に「憲法九条を守り、世界に広げよう」という目的のもと結成し、現在会員が116名、呼びかけ人52名、世話人15名、事務局6名で年会費1000円の会費制で運営しています。年間計画をたて、年3回の憲法カフェ、年3回の講演・文化イベントを行うことを決め活動しています。



11月6日には千住九条の会としては初めての「ピースアクション」を取り組みました。憲法公布70年の今、憲法を身近に確認しあう場にした、憲法改悪反対を広く市民に音楽も交えてアピールしたいと、サウンドパレードをすること、リレートークに歌も取り入れたいと足立区内諸団体に呼びかけ、実行委員会を立ち上げ「憲法九条を私たちの手で守ろう！ピースアクションin足立」を

100名の参加者で行うことができました。まずは北千住の公園に集合し、北千住駅までサウンドパレードを。アコーディオン、ギターの伴奏で「戦争を知らない子どもたち」「戦争はもういやだ」「青い空は」などを歌いながら、そしてコールやトランペット演奏も交えて街をパレードすると、沢山の人々が

注目し反応し、立ち止まり、スマホで撮影する人々もいて、アピール度が高かったです。「戦争法は今すぐ廃止」「自衛隊を南スーダンに送るな」「憲法改悪反対」「九条を守り、生かそう」「安倍政権は今すぐやめろ」と元氣いっぱい休日で賑わう街や駅前通りでコール。トランペット奏者がジブリの曲を演奏すると、沢山の子どもたちが近寄ってきて「戦争いやだは、当ったり前じゃん」とか「憲法改悪STOP」のプラカードを指さして「これはどういこと？」と聞いてきました。

パレードのあとは、北千住駅前デッキで、リレートークを。北千住教会牧師の開会挨拶、民進党、共産党、緑の党、足立革新懇などのスピーチ。安保健制に反対するママの会の代表は「大切な大切な、何十回いっても足りないくらい大切な我が子を戦場に送るわけにはいきません」とスピーチ。参加者全員での「戦争を知らない子どもたち」などのコーラス、新婦人の方のスピーチと歌、フォークシンガーや、劇団のシンガーの歌。ヴァイオリンやアコーディオン、ギターやトランペット、歌などの音楽に足を止め聞き入る人々も。そして、立ち止まり耳を傾けていた中学生は「九条は平和憲法。なくしてはいけない」と話してくれました。

今年憲法公布70年の節目の年ですが、今、憲法は岐路に立たされ、九条は壊されようとしています。改憲を阻止するために市民に広くアピールしたいという目的で企画した初アクションでしたが、今後とも継続していきたいと思っています。

## 九条の会東京連絡会 移転のお知らせ

10月5日より下記のとおり移転いたしましたので、ご了承ください。  
今後ともよろしくお願いいたします。

〒113-0034 文京区湯島1-12-5 小安ビル6F  
TEL. 03 (5812) 4495 FAX. 03 (5812) 4496  
http://www.9jo-tokyo.jp  
Email:mail9jotokyo@iris.ocn.ne.jp



## 紙芝居「戦争する国」にさせてたまるか！ (2016年 セリフ改訂版)

A3判・20頁箱（舞台）付き、  
頒価¥3,500 税込み（送料¥1,000 込み）

●企画・制作・九条の会東京連絡会  
→ご注文・お問い合わせは、九条の会東京連絡会へ



ナレーション制作：仲築間 卓蔵  
イラスト制作：佐々木こずえ  
発売元：九条の会東京連絡会

## 九条の会東京 学習会・決起集会のお知らせ

- 「世界から見た日本国憲法」  
講師：池田香代子さん、伊藤千尋さん  
日時：3月22日（水）午後6時30分～8時30分  
会場：豊島区立生活産業プラザ・8F多目的ホール  
☆講演のほか、文化行事を予定
- 「憲法を力に安倍壊憲に対峙しよう！」（仮称）  
日時：6月2日（金）午後6時30分～8時30分  
会場：杉並公会堂・大ホール  
規模：1000人  
☆「九条の会」との共催（詳細は1月に確定）

### 事務局からお願い

●原稿をお送りください  
2月に発行される「生きいき憲法」の原稿を、事務局にお送りください。字数は、1000字をめぐりに（写真も添付してください）、お願いいたします。  
また、3月・4月の行事日程がありましたら、ご紹介いたしますので、原稿をお送りください。締め切りは2月10日といたします。

### ●年額賛同金拠出者拡大への協力をお願い

殺しあう新任務を負わせた自衛隊の南スーダンへの派遣を始め、安倍政権の「壊憲」・独裁政治には目に余るものがあります。こうした中で草の根からの九条を守れ、民主主義と暮らしを守れる声と運動を発展させていくことがいよいよ重要になっていきます。  
当連絡会は、都内九条の会のネットワークとして、これまでも重要な役割を果たしてきましたが、今後ともいっそう東京での九条の会運動を発展させ

## 2017年1月以降の主な日程

- ◆1月7日（土）新宿駅周辺の予定  
市民連合街頭宣伝
- ◆1月10日（火）12時～13時 新宿駅西口  
全国共同センター共同宣伝
- ◆1月15日（日）13時45分～全国国家電気館  
民放九条の会結成11周年記念講演（渡辺 治さん）
- ◆1月19日（木）18時30分～20時45分  
立教大学池袋キャンパス  
映画「標的の村」上映会&トークセッション  
（詳細はチラシ参照）
- ◆1月19日（木）18時30分～20時 国会前  
総がかり行動実行委員会 19日行動
- ◆1月27日（金）12時～12時45分 池袋駅東口  
全国共同センター共同宣伝
- ◆2月9日（木）12時～13時 新宿駅西口  
全国共同センター共同宣伝
- ◆2月19日（日）大集会の予定（詳細未定）  
総がかり行動実行委員会 19日行動
- ◆2月19日（日）「田無9条の会」  
第7回学習・交流会 「日本会議」の歴史と役割について

ようと頑張っています。

こうした役割と活動をすすめていくうえで欠かすことが出来ないのは財政を確立することです。この財政運営をはかる柱は、皆様から寄せられる年額賛同金でございます。

これまでも、何かとご支援・ご協力をいただいておりますが、あらためて皆様に年額賛同金拠出者をお願いする次第です。この年額賛同金拠出者は、団体（九条の会）も歓迎です。できるだけ個人の方々の間にひろげてくださいることをお願いします。

年額賛同金は、個人・団体の事情によって選択的に拠出いただき（3000円、6000円、1万2000円）、また、年度毎に金額の変動があっても結構です。

年額賛同金拠出者の拡大にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。  
郵便振替口座：00180-6-762960